

移転価格税制

1.台湾の移転価格の税制関連規定

1.1 所得税法第43条の1

営利事業者が国内外の他の営利事業者と従属関係があり、または直接、間接に別の事業の所有に属しもしくは支配を受けており、その相互間に収益、生産原価、経費と損益の相互会計関係があつて、慣例の処理に適合しない取引を行い、納税義務を回避または税額を減少させる場合、税務機関は当該事業者の所得額を正確に計算するため、財政部の認可を経て通常の営業処理に従って調整することができる。

1.2 営利事業所得税審査準則第114条の1（中国語：「営利事業所得税査核準則」）

関連者間取引が通常の処理に適合しているか否かの調査、審査は、「営利事業所得税に係る通常の処理に適合しない移転価格審査準則」の規定に従うものとする。

1.3 営利事業所得税に係る通常の処理に適合しない移転価格審査準則（中国語：「営利事業所得税不合常規移轉訂價査核準則」）

通常の処理による取引原則および取引方法、証拠書類資料、事前価格協議、調査、審査決定および関連調整が規定されている。

1.4 財政部2007年1月9日台財税字第09604503530号通達「開示を要する関連者間取引資料」の概要

1.4.1 対象

年間収入総額が3,000万台湾元以上であり、かつ以下のいずれかに該当する営利事業者は、営利事業所得税確定申告書にて関連者および関連者間取引を開示しなければならない。

- (1) 国外に関連者（本店および分支機構を含む）がある者。
- (2) 租税減免規定により租税優遇を受け、または法により過去5カ年（2009年1月21日の所得税法改正により10カ年に変更）の欠損控除を申告する者。ただし、実際に控除した当該年度の営利事業所得税納税額、および前年度の未配当利益

による必要加算税額の合計が50万台湾元以下の者、または過去5カ年（2009年1月21日の所得税法改正により10カ年に変更）の欠損控除額が200万台湾元以下の者を除く。

- (3) 上記(1)および(2)以外の営利事業者であって、年間収入総額が3億台湾元以上の者。

1.4.2 開示範囲

以下のいずれかに該当する場合、当該関連者の情報および全ての取引資料を開示しなければならない。

(1) 関連企業

単一の関連企業との年間取引総額が1,200万台湾元以上の場合、または全ての関連企業との年間取引総額が5,000万台湾元以上の場合

(2) 関連企業以外の関連者

単一の関連者との年間取引総額が600万台湾元以上の場合、または全ての関連者との年間取引総額が2,500万台湾元以上の場合

1.5 財政部2008年11月6日台財税字第09704555160号通達「その他の書類により移転価格報告書を代替し得る関連者間取引金額の基準」

1.5.1 対象

- (1) 年間収入総額が3億台湾元未満の者

- (2) 年間収入総額が3億台湾元以上5億台湾元未満、かつ以下のいずれかに該当する者

- ・ 租税優遇を受けず、かつ過去5カ年（2009年1月21日の所得税法改正により10カ年に変更）の欠損控除を申告しなかった者。ただし、実際に控除した当該年度の営利事業所得税納税額、および前年度の未配当利益による必要加算税額の合計が200万台湾元以下の者、または過去5カ年（2009年1月21日の所得税法改正により10カ年に変更）の欠損控除額が800万台湾元以下の者を除く。
- ・ 金融持株会社または企業M&A法が規定する会社もしくはその子会社であって、国外の関連者（本店および分支機構を含む）と取引をしなかった者、その他の営利事業者であって、国外の関連企業（本店および分支機構を含む）と取引を

しなかった者。

- (3) (1)～(2)以外の営利事業者であって、年間関連者間取引総額が2億台湾元未満の者

1.5.2 移転価格報告書の代替資料

- (1) 営利事業者と非関連者内部の比較可能な独立企業間取引資料
- (2) 比較可能な公開入札書類および資料
- (3) 営利事業所得税審査準則第22条3項が規定する時価資料
- (4) 不動産鑑定士または公証機関が作成した価格評価報告書
- (5) 関連者間取引の関連者が国外の関連企業であって、その所在国の法令により作成した移転価格報告書（ただし、台湾の移転価格関連規定に合致しない場合は修正する必要がある）
- (6) その他、「営利事業所得税に係る通常処理に適合しない移転価格審査準則」第7条1項の比較可能原則に合致し、かつその結果が通常取引結果に合致することを証明する文書

1.6 移転価格の申告

確定申告において、以下の書類を記入し、税務当局に提出しなければならない。

- 1) 関連者構成図
- 2) 関連者明細表
- 3) 関連者間取引一覧表
- 4) 関連者間取引明細表

なお、これら書類の記載内容は、会計士による監査が要求されており、税務監査と同じ会計士によって行われなければならない。

また、移転価格に関する具体的なチェックが行われた後、国税局より調査依頼があった場合には、1カ月内（1カ月の延長可能）に移転価格関連資料（具体的には、企業総覧、組織構成、関連者間取引における関連企業の資料、移転価格報告等各種資料。当該資料が外国語である場合、原則として中国語翻訳必要）を提出しなければならない。

調査または提出を拒否した場合、税務調査徴収法第46条に従い、3,000台湾元以上30,000台湾元以下の過料が課される。

納税義務者が規定に従わなかった場合、所得税法第110条の申告漏れまたは過少申告の規定により、漏洩税額の2倍以下の過料が課される。

1.7 2017年度より適用される移転価格に係る三層構造文書

2017年11月13日に改訂された「営利事業所得税に係る通常の処理に適合しない移転価格審査準則」によれば、OECDの2013年付け「税源浸食と利益移転プロジェクト（BEPS）」に従い、従来の移転価格報告書（ローカルファイル）のほか、国別報告書（Country by Country Report, CbCR）およびマスターファイル（Master File, MF）の提出が求められ、三層構造文書の作成が義務付けられる。

1.7.1 国別報告書

国際企業グループの最終親会社が台湾域内にある法人である場合、会計年度終了後1年以内に居住地の納税機関に対し国別報告書を提出しなければならない。また、最終親会社が台湾域外にある国際企業グループも指定された条件に該当すれば国別報告書を提出しなければならない。国別報告書に記載すべき企業グループのメンバーと内容の次のとおり。

(1) 記載すべき企業グループのメンバー

- 最終親会社の居住地法または一般会計原則により連結財務諸表に含まれるべき営利事業者。
- 上記のほか、最終親会社の株式が居住地の証券取引所で取引される場合、その取引所に適用される財務諸表作成基準により、連結財務諸表に含まれるべき営利事業者。
- 規模または重要性のみを理由として上記2項に含まれていない営利事業者
- 上記3項を満たしたが、法令等により単独で財務諸表を作成しなければならない常設機関

(2) 記載すべき内容

- 当該企業グループが所在する各国・地域の収入、税引前損益、納付済および当期納付予定の所得税、払込資本金、繰越利益、従業員数、有形資産の合計額

- 企業グループメンバーのその所在国・地域での主要事業内容
- 企業グループメンバーが上記以外の事業に従事する場合、その内容

1.7.2 マスターファイル

台湾域内の営利事業者が国際企業グループのメンバーである場合、所得税申告を行うとき、会計年度終了後1年以内に居住地の納税機関に対し、下記内容を含むマスターファイルを提出する必要がある。

- 企業グループの関係図
- 経営状況の概要
- 企業グループの無形資産
- 企業グループメンバー間の融資状況
- 企業グループの財務・税務状況

1.7.3 財政部2019年12月10日台财税字第10804651540号通達「国別報告書及びマスターファイルの提出不要の企業認定基準」

(1) 国別報告書

- ①最終親会社が台湾域内の法人であり、同グループの前会計年度の連結総収入が270億台湾元未満の場合
- ②最終親会社が台湾域外の法人であり、次のいずれかの要件を満たした場合
 - (i)その居住地法によれば提出不要とされる
 - (ii)その居住地法に規定されず、その他グループメンバーを国別報告の提出代理として指定したが、当該グループメンバーの居住地法によれば提出不要とされる
 - (iii)上記(i)(ii)に該当せず、①基準に該当した場合
 - (iv)下記(2)のマスターファイル提出不要の基準に該当した場合

(2) マスターファイル

- ①年間純営業収益及び営業外収益の合計が30億台湾元未満、または
- ②台湾域外のその他グループメンバーとの関連者間取引の年間総額が15億台湾元未満

1.7.4 台湾と国別報告書の情報交換が可能な国・地域〔2020年11月3日台財際字第10924519481号通達〕

- (1) 2017年1月1日以降の会計年度に関する国別報告書：日本、ニュージーランド。
- (2) 2018年1月1日以降の会計年度に関する国別報告書：オーストラリア
- (3) 2019年1月1日以降の会計年度に関する国別報告書：スイス

上記4か国と台湾との間、国別報告書の情報交換が可能であるため、最終親会社が日本、ニュージーランド、オーストラリア又はスイスにある国際企業グループは、台湾国税局に対し、国別報告書を提出する必要がない。

なお、2020年12月28日に「営利事業所得税に係る通常の処理に適合しない移転価格審査準則」における下記事項に関する修正条文が公告された：

(1)無形資産の移転価格分析フレームワークの強化

BEPS報告書の提案を考慮し、無形資産の用語の定義を改善し、無形資産取引の比較分析において特に考慮すべき事項を追加し、無形資産の開発、向上、維持、保護、利用の経済活動における比較可能性を分析して、取引の利益配分が通常のものに準拠しているかどうかを評価することが求められる。特に、前述の経済活動において実施される機能、使用される資産、負担されるリスクの寄与度を考慮し、比較可能性分析に基づいて通常の実績結果を決定する。

(2)無形資産取引の通常の実績手法の追加

無形資産自体が固有の特性を持っており、信頼性のある比較データが不足している場合、修正前の通常の実績手法では無形資産取引の通常の実績結果を適切に評価することが難しいかもしれない。この制約を解決するため、OECDの提案と各国の実践を参考にし、中華民国会計研究開発基金会評価基準委員会が公開した評価基準公報第7号「無形資産の評価」で定められた収益法を無形資産取引の通常の実績手法として組み込む。

(3)移転価格リスク分析フレームワークの改善

取引参加者の実行する機能、使用される資産、負担されるリスクは移転価格分析を実施し、通常の実績結果に影響を与えるため、OECDの最新ガイダンスを参考にし、リスク評価分析の6つのステップの追加、リスクを負担しリスクを管理

する機能の有無を判断する方法の追加、およびリスクの配分結果に基づく価格設定の原則を追加する。

(4)単一の外部未制御データによる通常取引結果の決定の緩和

実務上、比較可能な未制御取引データの収集が難しいことを考慮し、国際慣習を参考にし、制御された取引と比較未制御取引、および制御取引を行う関係者と比較未制御取引を行う非関係者との間で、かかる差異が公開市場価格に対して著しく影響を与えていない場合、または著しい影響がある場合でも、合理的な調整によってその影響を排除できる場合、単一で最も信頼性の高い外部未制御取引の結果を通常取引結果として選択することができる。

(5)移転価格調査調整ケースの罰則パターンの調整

利潤侵食による国家税基盤の侵害を回避するために、罰則条件を明確化し、利潤事業が本基準で規定された報告書や移転価格文書で開示されていない制御取引について、その正直な開示を怠った場合、その協力の程度がより高いと見なされるため、移転価格調査調整ケースの罰則パターンを調整する。

2. 移転価格税制への対応

2.1 移転価格報告書の記載すべき内容

- (1) 書式は指定されていないが、下記内容を含める必要がある。企業情報：経営の沿革、ビジネス活動やビジネス戦略、主な競争業者、移転価格に関する経済・法律分析など
- (2) 企業グループ組織及び管理構造：組織図、管理報告の報告先情報、役員リストなど
- (3) 関連者間取引の資料：取引の種類や背景、当事者の相互関係、取引金額、契約コピーなど
- (4) 関連者間取引の分析：参加者の機能とリスク分析、比較可能性分析など
- (5) 会社法369-12条の関連報告書、関連企業合併営業報告書など
- (6) その他関連者または関連者間取引に関連し、移転価格に影響を与える書類

2.2 事前確認制度（Advance Pricing Arrangement 略称APA）

企業が採用したいと考えている「最も合理的な独立企業間価格の算定方式等」を税

務機関に予め申し出るとともに、税務機関は企業から提出された資料などに基づいて検証し、相当と認めた場合、これに確認を与える制度である。この申請を行うかどうかは企業の任意であるものの、申請により確認を与えられた場合、税務機関は確認の内容に拘束されるため、企業が税務機関との間で予想される移転価格に関する問題を事前に解決し、かつ多大なコスト・事務負担が予想される税務調査のリスクおよび更正のリスクを回避することが可能である。

事前確認制度の種類としては、国内企業と当国の税務機関との間で確認を取るもの（一国間APA）と二国間の相互協議上の合意に基づいて企業と税務機関との間で確認を取るもの（二国間APA）がある。

また、台湾財政部は、APA案件の処理について、「財政部各地区国税局における事前確認制度案件の処理に関する作業要点」において、APA案件の受理、APA審議委員会の構成、審理期間など作業手続を定めている（財政部2021年11月1日台財税字第11004576730号通達）。

2.3 日台民間租税取決め

2015年11月26日に「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」（日台民間租税取決め）が締結され、2016年6月13日に発効した。同取決め適用開始日である2017年1月1日（日本側は2017年4月1日）以降は、同取決め第9条により、両地域の税務当局は関連企業の租税額を調整できることとなっている。